

## 施工箇所が点在する工事の積算方法について

### 1 趣旨

施工箇所が点在する複数の施行箇所をまとめて発注する工事については、標準積算による積算額と実際にかかる費用との間に乖離が生じることが想定されるため、災害復旧工事等の一部工事において実態に合わせた積算方法を試行してきましたが、今般、土木工事標準積算基準の考え方に準拠して本格運用を開始します。

### 2 内容

- (1) 施工箇所間の直線距離が1 km以内の複数の工事については、ひとつの工事とみなして積算し、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整を行う。
- (2) 施工箇所間の直線距離が1 kmを超える複数の工事については、施工箇所毎に共通仮設費及び現場管理費を算出し調整を行わず、一般管理費等についてのみ当該複数の工事をひとつの工事とみなして調整を行う。（(1)でひとつとみなした複数の工事については、当該複数工事をひとつの施工箇所とみなす。）

### 3 対象工事

施工箇所が複数あり、施工箇所が1 km程度を超えて点在する工事を対象とする。  
なお、通年維持工事等、当初契約において工事場所を範囲で指定する工事<sup>\*</sup>は除く。  
ただし、これによりがたい場合は個別に考慮できる。

※ 区画線、防護柵、又は標識の新設・更新工事等、比較的軽易な工事（1箇所当たりの施工日数が概ね1日未満のもの）を含む。

### 4 入札及び契約の方法

次のいずれかの方法によることとする。

- (1) 合冊入札による方法
  - ア 入札については、一件の入札で複数の契約をする方法で行う。
  - イ 契約については、2(1)の工事を契約単位として、1 kmを超える施工箇所毎に個別に締結する。
- (2) 合併入札による方法  
入札及び契約については、2(2)の複数の工事をひとつの工事とみなして、一件の入札で一件の契約をする方法で行う。

### 5 配置技術者の専任要件

- (1) 合冊入札による方法の場合  
複数工事の一件あたりの契約額が4,500万円未満であれば、それらの合計額が4,500万円以上となっても技術者の専任を要しない。
- (2) 合併入札による方法の場合  
複数工事を合算した工事の予定価格が4,500万円以上で専任要件を設ける。

## 6 適用期日

令和7年2月1日から適用する。

## 7 詳細資料

○「施工箇所が点在する工事の積算について」

### ◆施工箇所が点在する工事の積算のイメージ図

